

意見書

平成 26 年 4 月 4 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部データ通信課 事業振興係 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいはうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

[Redacted]

[Redacted]

「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」第一次報告書（案）  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

このたびは、『「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」第一次報告書（案）』（以下、「報告書案」という）に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

### 【総論】 近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、モバイル通信における高速なインターネット

ト接続サービスが利用者にとって身近なものとなってきたこと、「最大通信速度（ベストエフォート）型サービスとはいえ、うたわれている通信速度（理論値）が実際と乖離している」等の通信速度に関する利用者からの苦情・相談が一定の割合存在していること等の背景から、「実効速度の計測の在り方」について検討を深めることについては、一定の意義があるものと考えます。

他方、現状、各事業者にて自主的に実効速度の表示（理論値との併記等）を開始する等、利用者への告知方法に変化が生じ始めており、また、事業者によっては電波状況等により一定条件下での返品を可能とするキャンペーンやお試しサービスを実施している等、モバイル通信サービスを巡る環境は日々変化しています。

従って、次年度以降の本件の検討、すなわち実証実験の具体的内容や実証実験を経た 2015 年度以降の計測の在り方（個別の計測を継続する必要性の有無や継続の場合の実施方法、規模の大小（計測タイミング・頻度）等）については、都度、当該時点における各種環境変化等も踏まえ、柔軟な見直しが行われる必要があると考えます。

具体的には、本件検討の端緒となった利用者の苦情・相談の傾向変化は勿論のこと、以下に挙げるような諸要素が勘案されるべきと考えます。

- ・技術やサービスの進展動向
- ・各事業者における利用者への自社サービスの訴求ポイントの変化
- ・市場等における速度計測のためのアプリケーション（ビッグデータ等、一般ユーザによる計測アプリ）の開発・普及動向
- ・販売方法の変化

また、モバイル通信サービスの特性や事業者間競争に多大な影響を及ぼす利用者告知という側面から、特に留意が必要と考える点について以下に述べさせていただきます。

- （１）通信速度の特性等を踏まえた検討を行うこと モバイル通信サービスの通信速度においては、計測時期（基地局の収容人数に差異を生じる時間帯等の別、日々のネットワーク整備や技術の進展の影響等によるもの）、計測

環境（計測エリアの違い等）、計測対象の範囲（対象母数等）により、大きくその結果が変動します。特に「計測員による実地方式」では計測できる地点数は必然的に限定的となり、仮に統計的に最低限必要な地点数を満たすことができたとしても、前述の通信速度の特性上、定常的なネットワークの実力値とまで言い得る値を得ることは現実的に困難と考えます。

従って、実効速度の利用者告知が必要であるという前提においては、個々の利用者の日々の行動・生活に即し、より利用者の実感に近い計測結果が得られると期待される「一般ユーザによるアプリ計測」への移行の実現性について検討を深めることが望ましいと考えます。

また、特に「計測員による実地方式」を採用する期間においては、計測結果が定常的なネットワークの実力値を示すものであるかのような誤認を利用者に与えることがないよう、計測結果に基づく告知手法の検討を慎重に行う必要があるものと考えます。

なお、計測手法により、通信事業者の負担に大きな差異が生じることが想定されますが、事業者負担の多寡は利用者への直接的・間接的なコスト負担に影響し得ることも踏まえ、業界としてのコスト最小化の視点も重要です。この点、諸外国においては、周波数割当時の条件として速度計測実施の費用負担が明記されている事例がありますが、それらの事例とは明確に分けて整理されるべきと考えます。

(2) 自由な告知活動を制限しないこと サービス品質等の告知活動においては、これまで事業者の創意工夫により、利用者

にわかりやすい情報の提供を行う等、適正な広告表示を心がけてきました。また、業界としても、広告表示自主基準の改訂を適宜行い、環境変化等に応じた業界基準の整備と遵守に努めているところです。

本検討の主眼とされているモバイル通信サービスの通信速度に関しても、前述のとおり、当初理論値のみの訴求が中心であったところ、よりサービス内容をイメージしやすい実効速度値（対象エリア等、条件を明示したもの）をあわせて告知媒体に掲載する等、自主的な工夫を随時開始しているのに加え、民間の調査機関も頻繁に実効速度の調査結果を公表する等、以前からは状況が変化しつつあるところです。これら各社各様の計測方法や告知方法が利用者にとって分かりづらい等の指摘もされているところですが、過去の理論値のみの訴求と比較すれば利用者への周知内容・方法は改善されている側面もあり、また今回の検討に基づき計測する結果が唯一絶対的に正しいものとは言えないことから、こうした事業者等の自主的取組みは今後も否定されるべきではないと考えます。

(3) 競争環境への影響に配慮すること モバイル通信サービスの通信速度は保有する周波数帯に依存する部分が大きいため、

周波数帯の多寡等による事業者間の優劣の存在は避けられません。そのような中、各事

業者は営業活動において工夫を施し、自社サービスの優位性を訴求しています。通信速度はサービスの内容として重要な項目の一つではありますが、上述のとおり企業努力では克服し得ない制約が存在する以上、速度の計測や利用者告知の在り方を検討するにあたって、事業者間の有利・不利が生じることがないように十分に配慮する必要があると考えます。

また、計測に用いられる特定のアプリケーションが行政に公認されることにより、当該アプリケーションが市場におけるスタンダードとみなされ、通信速度計測にかかるアプリケーション市場の競争環境に影響が及ぶことも想定されます。現状における通信速度計測のアプリケーション提供にあたってはアプリケーション開発・サーバ設置・運用費等のコストが必要であるところ、利用者はアプリケーションを無料で利用可能等、アプリケーション市場において一定のビジネスモデルが成立しています。従って、本計測に伴い新規アプリケーションを導入する場合、このようなビジネスモデルに影響を与えないよう配慮することが必要であり、公認のアプリケーションを提供する事業者以外を市場から排他したり、運用コスト等の負担の在り方において、合理的範疇を超えて、既存のアプリケーションとの間に差異が生じたりすることがないように、慎重に検討することも必要と考えます。

以上の基本的考え方も踏まえ、次頁以降にて、本報告書案の各章に対する弊社意見を述べさせていただきます。

頁	項目	意見
18 頁	<p>第 3 章 インターネットのサービス品質計測等の在り方</p> <p>1. 計測手法について</p> <p>(1)計測方式</p>	<p>【総務省案】</p> <p>一定規模以上のサンプルデータが確保された段階で、「一般ユーザによるアプリ計測」方式又は両方式共用による計測が行えるよう、「計測員による実地調査」方式による計測と並行して「一般ユーザによるアプリ計測」方式への移行について検証を進めていくこととする。</p> <p>【意見】 実証実験の初期段階では「計測員による実地調査」を行うことについては一定の合理性があるものと考えます。</p> <p>しかしながら、総論で述べたとおり、実効速度の利用者告知が必要であるという前提においては、個々の利用者の日々の生活・行動に即し、より利用者実感に近い計測結果が得られると期待される「一般ユーザによるアプリ計測」の実現性について検討を深めることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、次年度以降の本件の検討に際しては、利用者の通信速度に関する苦情・相談傾向の他、総論で述べた諸要素（技術やサービスの進展動向、各事業者における利用者への自社サービス訴求ポイントの変化、アプリケーションの開発・普及動向等）を都度踏まえつつ、行政ルールによる個別の実地計測継続の必要有無を含む計測の在り方を決定すべきと考えます。</p>
18 頁 ～ 20 頁	<p>(2) 計測条件及び計測項目</p> <p>①計測場所</p>	<p>【総務省案】</p> <p>計測場所については、利用者の実態を反映する際のコストの観点から、人口が集中する場所の中から選定することが効率的であると考えられる。また、人口が集中する場所はトラヒックも集中するため、通信速度が出にくく、利用者の苦情につながりやすいことも人口密集地で計測する理由の一つである。</p>

頁	項目	意見
		<p><b>【意見】</b>            利用者ニーズ及び発生し得る理論値と実効速度の乖離の度合い（大小）を考慮し、計測場所は人が多く集まる場所から選定すべきであることから、本報告書案の考えに賛同します。</p>
20 頁	<p>(2) 計測条件及び計測項目            ①計測場所</p>	<p><b>【総務省案】</b>            都市ごとの計測メッシュ数・計測地点数については、常住人口に応じて傾斜をかけることとし、全体の計測地点数については、現時点では、フランスと同規模（1,500カ所程度）を想定している（参考資料 14）が、実証実験の結果を踏まえて最終決定することとする。加えて、実証実験では、「従業者数が多いメッシュ（オフィス街・繁華街）」、「常住人口が多いメッシュ（住宅街）」、「駅が含まれるメッシュ」の比率等についても検証することとする。</p> <p><b>【意見】</b>            「従業者数が多いメッシュ（オフィス街・繁華街）」、「常住人口が多いメッシュ（住宅街）」、「駅が含まれるメッシュ」の比率は実証実験の結果を踏まえて最終決定することとなっていますが、人が多く集まる場所での測定が重要であることから、人口比率で各カテゴリに傾斜をかけることを検討すべきと考えます。</p> <p>具体的には、特に一時的な人口の集中度合い、利用者ニーズの度合い、及び屋内スポットにおいては無線LAN 利用の割合が増すこと等を踏まえ、計測地点を多く選定するカテゴリーから、「①駅が含まれるメッシュ」、「②従業者数が多いメッシュ（オフィス街・繁華街）」、「③常住人口が多いメッシュ（住宅街）」の順とすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、最終的な計測地点数については、1,500箇所を既定値とするのではなく、事業者の計測負担や統計上の必要地点数等を総合的に考慮して決定すべきと考えます。</p>
21 頁	④計測項目	<b>【総務省案】</b>

頁	項目	意見
		<p>本計測手法においては、これらの例を参考に、上り／下りの実効速度に加えて、計測結果に関わる位置・時間情報、通信規格、端末情報、信号強度、遅延、パケットロス等についても参照情報として取得することとする。</p> <p><b>【意見】</b> 実効速度と理論値の乖離等 事業者の速度表示の在り 方に起因した課題解決を目的とする以上、もとから利用者に明示していない情報(信号強度、遅延、パケットロス等)は、取得するにせよ一般公表する必要はないものと考えます。</p>
21 頁	⑥計測頻度	<p><b>【総務省案】</b> 現状のサービススペックに基づいた実効速度等に関する情報を利用者に提供するためには、少なくとも1年に1回以上の計測が必要である。</p> <p><b>【意見】</b> 実態に近い計測結果を利用者に提供するという観点から、1年に1回以上という頻度は妥当と考えます。 ただし、本件検討の端緒となった利用者の通信速度に関する苦情・相談傾向の他、総論で述べた諸要素(技術やサービスの進展動向、各事業者における利用者への自社サービス訴求ポイントの変化、アプリケーションの開発・普及動向等)の状況を都度踏まえつつ、行政ルールによる個別の実地計測の頻度・実施有無について適宜判断すべきと考えます。</p>
22 頁	⑦計測端末	<p><b>【総務省案】</b> スマートフォンやモバイルルータ等の端末は、機種により対応している周波数、通信規格(LTE, 3G 等)、OS、CPU 等の仕様が異なる場合があり、この違いにより実効速度の計測結果にも差が生じる可能性がある。代表的な端末でのみ実効速度を計測し、その結果を利用者に情報提供することとした場合、利用者によっては同程度の実効速度を得ることができず、誤認を招く</p>

頁	項目	意見
		<p>情報となってしまうおそれがあることから、実効速度の計測は、差が一定程度生じる端末ごとに実施することとする。なお、端末の仕様のうち、実効速度の計測結果に影響を及ぼす項目とその度合いについては、実証実験で確認することとし、計測端末の増加に伴うコスト増を勘案して、計測端末を決定することとする。</p> <p><b>【意見】</b> 計測端末選定の基本的な考え方として本報告書案の考えに賛同します。特に、対応周波数帯については速度に大きな影響を与えると考えられることから、複数端末選定の際の優先的考慮事項とすべきと考えます。</p> <p>また、測定対象を最新機種のみとした場合、市場での普及台数との間に大きな差異が生じ、大多数の利用者の誤認を招く結果になりかねないことから、最新端末に限らず、市場における普及度合いを考慮した端末選定を行うことが適当と考えます。</p>
22 頁	⑧計測ツール	<p><b>【総務省案】</b> 同ツールにより計測した実効速度が国別の比較等に将来的に利用される可能性がある</p> <p><b>【意見】</b> 総論で述べたとおり、「計測員による実地方式」では一度に計測できる地点数は必然的に限定的となり、定常的なネットワークの実力値とまで言い得る値を得ることは現実的に困難と考えられるため、得られた実効速度の活用は誤認を与えない範囲に限定することが望ましいと考えます。</p>
22 頁	⑧計測ツール	<p><b>【総務省案】</b> 計測ツールについては、同ツールにより計測した実効速度が国別の比較等に将来的に利用される可能性があるため、諸外国の政府が利用しているツールとの整合性等を意識しつつ、実証実験の結果を踏まえて、新たに整備することとする。また、開発したツールのソースコードについても、公開することとする。</p>

頁	項目	意見
		<p><b>【意見】</b> 計測ツールの開発にあたり、あらゆるアプリケーション事業者に将来的に参入できる機会を与えるという観点から、ソースコードの公開は適切と考えます。</p> <p>なお、計測ツール開発後の運用維持費(サーバ維持費、OS のアップデート等)については既存のアプリ事業者のビジネスモデルを参考とし、利用者や事業者等において新たなコストがかからない手法を検討すべきであると考えます。</p>
22 頁	⑨通信規格	<p><b>【総務省案】</b> LTE 等の高速通信サービスに対応したエリアは通信事業者によって異なっているところ、計測の際に予め各社のエリアの情報を踏まえて通信規格を揃えることは困難と考えられる。また、実効速度等の計測の際に通信規格の情報を併せて取得することにより、通信規格ごとの集計が可能となることから、その結果を広告にも反映可能となる。以上から、計測ツールにおいて通信規格を取得するための機能を付加しておくことが適当である。</p> <p><b>【意見】</b> 通信規格毎の集計がなされるべきと考えられること から、計測ツールに通信規格を取得する機能具備を行うとする本報告書案の考えに賛同します。</p> <p>なお、計測場所の記載にもある通り、人が多く集まる場所での測定を重点的に行うべきと考えますが、この場合、LTE サービスに対応したエリアは基本的に人口密集地であることから、結果として各事業者の LTE 圏内における計測率が高まるという副次的な効果も期待できるものと考えます。</p>
23 頁	2. 計測の実施について (1) 計測の実施に関する基本的な考え方	<p><b>【総務省案】</b> 実効速度等の計測の実施に当たっては、実効速度の計測を継続的に実施するための「①持続可能性(過度なコスト負担とならないこと)の観点」、利用者が必要とする情報を適切なタイミングで提供するための「②</p>

頁	項目	意見
		<p>新端末の発売やネットワークの展開等に合わせた柔軟な計測の実施と計測結果の公表の観点」、そして、利用者が信頼できる結果を確保するための「③事業者中立性の確保の観点」が重要と考えられる。</p> <p>①持続可能性（過度なコスト負担とならないこと）の観点に関して、通信事業者の場合、通常の事業運営の中での計測や、自社社員等のリソースを活用した計測により低コストで効率的な計測が可能であることから、持続可能性が高いと考えられる。また、実証実験で整備した計測環境を活用することにより、計測コストの低減を図ることが可能であるため、持続可能性を高める観点から、同環境を有効活用することとする。</p> <p>②新端末の発売やネットワークの展開等に合わせた柔軟な計測の実施と計測結果の公表の観点に関して、新端末の発売やネットワークの展開のタイミングは、各通信事業者により異なるため、ユーザに対して適切なタイミングで情報提供を行うためには、通信事業者による計測が適当であると考えられる。</p> <p>①持続可能性（過度なコスト負担とならないこと）の観点及び②新端末の発売やネットワークの展開等に合わせた柔軟な計測の実施と計測結果の公表の観点から、通信事業者による計測の実施が効率的と考えられるが、その際、③事業者中立性の確保の観点から、実施プロセスの共通化を図ることが必要と考えられる。また、通信事業者は、計測の実施に当たって発生する費用等を理由に、新たに利用者の負担を増加させないことについて留意が必要と考えられる。</p> <p><b>【意見】</b> 総論で述べたとおり 過度なコスト負担とならないことは重要な視点であり、その意味でも、個別の計測コストを要さない「一般ユーザによるアプリ計測」の実現性について検討を深めることが望ましいと考えます。</p> <p>また、「①持続可能性」は、将来に渡り同じ計測手法</p>

頁	項目	意見
		<p>を「持続」することではなく、利用者の苦情・相談状況等も踏まえ、利用者が実効速度を把握できる環境を提供することを主眼に捉えるべき概念であると考えます。すなわち、実証実験と同レベルの調査を翌年度以降行うことを既定とはせず、利用者の苦情の多寡をはじめとする環境変化等に応じて、実施の規模、有無を判断すべきです。</p> <p>加えて、「事業者中立性の確保」も重要な視点ですが、上記の観点から、計測コストとのバランスを重視することが必要と考えます。総論で述べたとおり、諸外国においては、周波数割当時の条件として速度計測実施の費用負担が明記されている事例がありますが、それらの事例とは明確に分けて整理されるべきと考えます。</p>
23 頁	<p>(2) 事業者中立性を担保するための共通化プロセス ①計測場所の選定</p>	<p>【総務省案】 計測を実施する個別の通信事業者ごとに計測場所を緯度・経度まで指定することとする。</p> <p>【意見】 計測場所の緯度・経度指定については、物理的に指定された場所での測定が難しい場合も容易に想定されるところです。従って、測定の実現性等も踏まえ、指定範囲に一定の余裕をもたせることが必要と考えます。</p>
24 頁	②計測の実施、③計測結果の集計	<p>【総務省案】 計測の実施及び計測結果の集計に関しては、通信事業者ごとの計測場所の選定から一定期間（2 カ月程度を想定）内に計測を完了させることとする。これにより、通信事業者による基地局の整備等の事前の対策を抑止することが可能になると考えられる。</p> <p>【意見】 計測場所を駅に限った場合においては、計測地点への移動等の観点で相対的に効率の良い計測が可能であり、ある程度短期間での完了が見込めますが、繁華街</p>

頁	項目	意見
		<p>及び住宅街については計測場所が点在することにより、効率的な計測が難しいことが想定されます。従って、少なくとも4ヶ月程度の期間は要すると考えており、基準としてその程度まで緩和すべきと考えます。もしくは、2ヶ月以内という期限を優先事項とするのであれば、計測地点数の減少・計測場所の限定等を行って頂きたいと考えます。</p>
24 頁	④計測結果の公表・ 広告表示の反映	<p><b>【総務省案】</b> ②通信事業者ごとの計測場所の選定から一定期間（2カ月程度）内に事業者の調査員が計測を完了</p> <p><b>【意見】</b> 前述のとおり、計測場所の選定から計測完了まで4ヶ月程度の期間を設けるよう、基準を緩和すべきと考えます。もしくは、2ヶ月以内という期限を優先事項とするのであれば、計測地点数の減少・計測場所の限定等を行って頂きたいと考えます。</p>
25 頁	②広告(テレビ CM、 紙面広告)	<p><b>【総務省案】</b> テレビ CM や紙面広告のように利用者に情報提供を行うための時間や掲載スペースが限られている広告媒体については、まずは、計測結果を公表するホームページの閲覧を促す仕組みを構築し、利用者が必要に応じて確認できるようにするとともに、具体的な情報提供手法については、引き続き広告表示に関する関係業界団体において検討を進めることが適当である。</p> <p><b>【意見】</b> 掲載スペースや掲載時間（視聴時間の限られるテレビ CM 等）等の関係でホームページの閲覧を促す仕組みを設けることが困難な広告媒体も存在します。従って、当該媒体でのホームページの閲覧を促す仕組みを構築することについては一律的に定めるべきではなく、各媒体の特性を踏まえ、より具体的な検討を行うべきと考えます。</p>

頁	項目	意見
26 頁	③広告(総合カタログ)	<p><b>【総務省案】</b>  全通信事業者の全体の計測結果ではなく、各通信事業者の個別の計測結果に基づいたものが適当である。また、実効速度の表示方法としては、固定値(平均値・中央値等)や一定幅(計測結果の最大値・最小値を加味した値等)で表すこと等が考えられるが、固定値(平均値・中央値等)は、利用者が断片的に情報を捉え、誤解するおそれが高まるため、事業者共通の一定幅を持った値により、利用者が得られる実効速度に関する期待値をより実態に即した形で伝えることが適当と考えられる。ただし、実証実験の結果を踏まえ、利用者にとってより分かりやすい表示方法が確認できた場合には同方法を採用することも考えられる。</p> <p><b>【意見】</b> 計測結果は、利用者の利用状況をはじめとする諸条件により大きく変動する事から一過性であり、絶対的なネットワークの実力値を示すものとはなり得ません。従って、カタログ等に単なる参考値(サンプル値の平均等の意味合いでしかない数値)に過ぎない個社の計測結果の数値があたかも全国平均の幅(あるいは値)であるかのように掲載されることは、消費者の誤認を招き(常に特定キャリアが優位又は劣位であるという印象を与え)、競争環境に悪影響を及ぼす恐れがあると考えられます。ついては、利用者への告知の在り方を検討する際には、通信事業者の意見を十分に踏まえ、競争上の影響を十分に配慮した表示方法とすべきと考えます。</p> <p>海外においては、ドイツのように個社のデータを公表する際は匿名とする事例もあり、実証実験の結果公表時も含め、各通信事業者の個別の計測結果表示については特に慎重に検討して頂きたいと考えます。</p>
26 頁	③広告(総合カタログ)	<p><b>【総務省案】</b>  現状よりもさらに高速化が進んだ通信サービス(300Mbps の LTE 等)が新たに登場した場合、当該サ</p>

頁	項目	意見
		<p>サービスについて登場後すぐに実効速度を計測すると、利用者が少ないために実態とかけ離れた計測結果となってしまうおそれがあるため、このような新サービスについては、一定程度普及した段階で速やかに実効速度を計測し、利用者に情報提供することが適当である。ただし、通信事業者はそれまでの間、当該サービスについて、利用者の増加に伴い実効速度が下がることを示すシミュレーション結果等をホームページに掲載すること等により利用者のリテラシー向上に努めることが必要である。</p> <p><b>【意見】</b> 利用者のリテラシー向上に努めることが必要とする</p> <p>本報告書案の考え方に賛同します。過去、ADSL サービス導入当初においても、局舎からの距離に応じて実効速度が低下することの認知不足による苦情が発生していましたが、各社の周知等により解消されました。総論で述べた通信速度の特性を踏まえれば、個別の利用者の実感に合致した数値を正確に表示することは非常に困難であることから、実効速度の併記とあわせ、利用者の増加に伴い実効速度が下がること等についてリテラシー向上を図ることが有効であると考えます。</p>
27 頁	<p>第 4 章 今後の対応 1. 実証実験で検証すべき事項</p>	<p><b>【総務省案】</b> また、実証実験においては、将来の移行を見越した「一般ユーザによるアプリ計測」方式に必要な計測ツールについてもあわせて開発し、同方式の検証に向けた準備を進めることが望ましい。</p> <p><b>【意見】</b> 総論等で述べたとおり、利用者への実効速度のユーザ告知が必要であるという前提においては、個々の利用者の日々の生活・行動に即し、より利用者実感に近い計測結果が得られると期待される「一般ユーザによるアプリ計測」の実現に向けた検討を進めるべきと考えられることから、本報告書案の方向性に賛同します。</p>

頁	項目	意見
		<p>「一般ユーザによるアプリ計測」への早期移行が図られれば、上記メリットに加え、業界としてのコスト最小化（計測コストの削減）についても期待できるものと考えます。</p>
27 頁	<p>第 4 章 今後の対応 1. 実証実験で検証すべき事項</p>	<p><b>【総務省案】</b> ・「従業者数が多いメッシュ（オフィス街・繁華街）」、「常住人口が多いメッシュ（住宅街）」、「駅が含まれるメッシュ」の比率</p> <p><b>【意見】</b> 前述のとおり、人が多く集まる場所での測定が重要であることから、特に一時的な人口の集中度合い等を考慮し、計測地点を多く選定するカテゴリーから、「①駅が含まれるメッシュ」、「②従業者数が多いメッシュ（オフィス街・繁華街）」、「③常住人口が多いメッシュ（住宅街）」の順とすることが望ましいと考えます。</p>
27 頁	<p>第 4 章 今後の対応 1. 実証実験で検証すべき事項</p>	<p><b>【総務省案】</b> ・計測の対象とする「従業者数が多いメッシュ（オフィス街・繁華街）」、「常住人口が多いメッシュ（住宅街）」の従業者数と常住人口の閾値</p> <p><b>【意見】</b> 利用者ニーズを考慮し、各社ともに LTE エリアで計測され得る閾値設定とすべきであり、当該エリア内での測定となるような従業員数、常住人口の閾値を机上検討する必要があるものと考えます。</p>
27 頁	<p>第 4 章 今後の対応 1. 実証実験で検証すべき事項</p>	<p><b>【総務省案】</b> ・一都市における最低限の計測地点</p> <p><b>【意見】</b> 「利用者の実態を反映する際のコストの観点から、人口が集中する場所の中から選定することが効率的である」との考えに拠って立てば、単純に人口比に応じた計測地点数を決定することが合理的であり、一都市</p>

頁	項目	意見
		<p>における最低限の計測地点を設ける等の補正を行う必要性は無いものと考えます。</p>
27 頁	<p>第 4 章 今後の対応 1. 実証実験で検証すべき事項</p>	<p>【総務省案】 ○国（総務省）等の事業者中立的な視点に留意可能な機関が計測地点をランダムに選定するためのソフトの開発 等</p> <p>【意見】 本ソフトについては、後年度、運用コスト等の負担が発生しないような設計・開発を実施頂きたいと考えます。</p>
28 頁	<p>2. 広告表示への適用方法の詳細検討等</p>	<p>【総務省案】 全文</p> <p>【意見】 総論で述べたとおり、サービス品質等の告知活動に おいては、これまでも事業者の創意工夫により、適正な広告表示を心がけ、業界としても、自主基準の整備と遵守に努めているところです。</p> <p>本検討の主眼とされているモバイル通信サービスの通信速度に関しても、当初理論値のみの訴求が中心であったところ、よりサービス内容をイメージしやすい実効速度値（対象エリア等、条件を明示したもの）をあわせて告知媒体に掲載する等、自主的な工夫を随時開始しているのに加え、民間の調査機関も頻繁に実効速度の調査結果を公表する等、以前と状況は異なってきています。これら各社各様の計測方法や告知方法が分かりづらいとの指摘もありますが、過去の理論値のみの訴求と比較すれば利用者への周知内容・方法は改善されている側面もあり、また今回の検討に基づき計測する結果が唯一絶対的に正しいものとはいえないことから、こうした個社の取組みは今後も否定されるべきではないと考えます。</p>
28 頁	<p>2. 広告表示への適用方法の詳細検討等</p>	<p>【総務省案】 他業界の広告表示等を踏まえつつ、広告表示に関する</p>

頁	項目	意見
		<p>関係業界団体において検討を進めることが適当と考えられる。</p> <p><b>【意見】</b> 他業界の広告表示については、研究会でも燃費や省エネ等の議論がなされていますが、これらはモバイル通信サービスにおける実効速度と異なり、結果に影響を与える要因・パラメータが圧倒的に少なく、もともと性質を異にするものであると考えます。従って、これら他業界の広告表示を参照する場合は、上記の差異を十分に考慮する必要があると考えます。</p>
28 頁	2. 広告表示への適用方法の詳細検討等	<p><b>【総務省案】</b>            加えて、通信事業者においては、前述のとおり計測の実施に当たって発生する費用等を理由に新たに利用者の負担を増加させないことについて留意するほか、実効速度をすぐに計測することが困難な新サービスに係る利用者への情報提供においても分かりやすい情報提供を心がけることが必要である。</p> <p><b>【意見】</b> 本件に伴い、利用者の新たな負担を増加させることは望ましくないと考えますが、事業者の費用負担は、最終的には利用者の料金収入よりまかなわれるものであることから、計測に係るコストは最小限となるよう努めるべきです。</p> <p>なお 弊社としては自社ネットワークの状況把握のために独自に速度計測を実施しており、そのリソースを活用可能な前提であれば、費用負担を最小限に抑えられると考えておりますが、リソースで賄いきれない内容での実施となった場合にはこの限りでなくなるため、本計測内容の検討にあたってはご配慮頂きたいと考えます。</p>